

Discussion Paper # 92 - DOJ - 36

日ソ連邦諸国の  
経済体制変革について

—戦後日本の経験が示唆するもの—

米村 紀幸  
塚本 弘

1992年6月

通商産業研究所 Discussion Paper Seriesは、通商産業研究所における研究成果等を取りまとめ、所内での討議に用いるとともに、関係の方々からご意見を頂くために作成するものである。この Discussion Paper Seriesの内容は、研究上の試論であって、最終的な研究成果ではないので、著者の許可なく、引用または複写することは差し控えられたい。また、ここに記された意見は、著者個人のものであって、通商産業省または著者が所属する組織の見解ではない。

# 旧ソ連邦諸国の経済体制変革について

## —戦後日本の経験が示唆するもの—

未定稿

米村 紀幸：通商産業省通商産業研究所次長

塚本 弘：通商産業省大臣官房企画室長

1992年6月

1.はじめに -----	1
2.基本的考え方 -----	3
(1)市場経済化の基本的課題 -----	3
(2)第2次世界大戦後の日本における市場経済化の経験 -----	9
(3)日本の経験を旧ソ連邦諸国に応用する場合の留意点 -----	13
3.重要政策に関する日本の経験 -----	17
(1)戦後日本の産業政策及び主要経済政策の概要 -----	17
(2)戦後経済統制の撤廃と貿易・資本の自由化 -----	19
(3)競争基盤の整備 -----	20
(4)企業経営の基礎と合理化 -----	21
(5)中小企業政策 -----	22
(6)旧軍需産業の民需転換 -----	25
(7)重要産業の自立 -----	26
(8)企業資本の蓄積 -----	28
(9)産業技術政策 -----	29
(10)輸出振興政策 -----	31
(11)経済のソフトインフラ -----	32

## 要旨

旧ソ連邦諸国は、現在、市場経済体制への移行に向けて、抜本的な経済体制変革に取り組みつつある。これらの諸国は、効率的な資源配分と経済発展は市場経済化によらなければ達成し難いとの基本的認識に立って、包括的な改革のパッケージを作成し、これを着実に実施していく必要がある。

このような改革のパッケージを成功させ、中央計画体制から市場経済への移行を円滑に行うために、旧ソ連邦諸国はいくつかの基本的問題を解決しなければならないが、それを列挙すれば次の通りである。

- (1) 市場経済を基本とする価値観の確立
- (2) 国有企業の原則的私有化
- (3) 市場経済の担い手としての企業経営者の育成及び企業組織の近代化
- (4) 独占的寡占的産業組織の改革
- (5) 価格の原則的自由化
- (6) 産業構造の改革
- (7) 対外経済関係の再構築
- (8) 経済安定化と市場経済化の同時追求
- (9) 経済政策の確立

他方、日本は第2次大戦後、戦時中の統制経済体制から市場経済体制に移行して目覚しい経済発展を遂げた経験を有している。その移行及び発展過程における特徴は、1)3つの段階で構成される漸進的及び段階的な市場経済への移行、2)目標の設定、3)生産拡大政策、産業合理化政策、中小企業育成政策及び輸出振興政策等の多様な産業政策の展開である。現在の旧ソ連邦諸国の経済状況と第2次大戦後の日本の経済状況とは完全に一致するわけではないが、重要な類似点も多く、上述の問題の解決において日本の経験を活用することは極めて有益であろう。

旧ソ連の経済改革への適用可能性を探る場合、戦後の日本の経験のうち次のような各種政策が有益な示唆を提供するだろう。

- (1) 戦後経済統制の撤廃と貿易・資本の自由化
- (2) 競争基盤の整備
- (3) 企業経営の基礎と合理化
- (4) 中小企業政策

(5) 旧軍需産業の民需転換

(6) 重要産業の自立

(7) 企業資本の蓄積

(8) 産業技術政策

(9) 輸出振興政策

(10) 経済のソフトインフラ

このような日本の経験を考慮しつつ、第一義的には各国が自身の責任において経済改革を立案・実施しなければならないといえよう。

## 1. はじめに

旧ソ連邦諸国（NIS）は、現在新たな経済体制の構築を目指して様々な経済改革策を進行させつつある。その基本は、旧来の計画経済体制から市場経済体制への円滑な転換を図ることにある。ロシア革命以降70余年にわたる共産主義政権が押し進めてきた徹底した中央計画経済体制或いは一種の戦時型経済体制は、旧ソ連邦の解体とともに日を追ってその崩壊の度を強めつつあり、92年春の時点において未だそれに代わる確固とした経済システムを構築できずにいる。

価格の自由化によりインフレが高進する一方で生産が著しく低下し、通貨は安定性を欠いたままの状態の中、ロシア政府は本年2月ロシア経済政策メモランダム（いわゆるIMFメモランダム）を採択した。その中ではプログラムの目的を1992年末までにインフレのテンポを急速に下げる事と、及び生産の低下に対する最大可能な対抗措置をとることにおき、価格自由化の促進と金融引き締めの継続、財政支出の削減、単一為替レート設定に向けての対外経済政策など本年度末までに政府が実施すべき諸措置が述べられている。しかしながらこのような一部のマクロ経済政策のみで現下の経済危機からの脱出、市場経済体制への移行が可能かどうかは内外において大いに議論されているところである。一部にはこのような措置をもってしてもなお、今後の経済情勢の推移と市場経済化の見通しについて悲観的にみる見解も存在する。

他方、現在のロシアが経験しているような戦時経済又は統制経済から市場経済への移行、及び激しいインフレーションと生産の著しい停滞との同時進行については、第二次世界大戦後の日本も同様に直面し、これを克服してきた経験もある。また、これに続く高度成長期に向けて、強力に産業政策を実施してきた経験がある。もとより過去の日本の経験がすべて現在の旧ソ連邦諸国にそのまま適用することはできないにしても上記の経済状況のほか、重化学工業に偏した産業構造、大きな国内市場の存在、経済安定化と市場経済化の同時追求の必要性の存在など両者にはかなりの程度類似点も多く、このような日本の戦後の経験を現在の旧ソ連邦諸国の当面の危機打開策と中長期的な経済改革方策を考えるうえでの参考とすることは極めて有用と考えられる。

もとより市場経済移行のための経済改革は、旧ソ連邦諸国が自らの判断と責任において実行すべきことであるが、本ペーパーは、このような問題意識に基づき、市場経済体制に移行するために旧ソ連邦諸国が克服しなければならない基本的課題を列挙し、それらに關

して戦後の日本における市場経済体制への移行の経験を応用していくことの有用性を明らかにしたものである。同時に、現在の旧ソ連邦諸国の当面の危機打開策と中長期的な経済構造改革策を検討していくうえで有用と考えられる戦後の日本の諸経済政策分野に関する経験を紹介している。

なお、本ペーパーは、通商産業省が学識経験者の協力を得て本年3月にロシア連邦政府に派遣した産業政策ミッション（団長米村通商産業研究所次長）が携行し、現地において主に政府関係者を対象とした産業政策セミナー及び連邦政府機関等との意見交換の場で用いられ、ロシア側の強い关心を集めたものである。本ペーパーの作成に当たっては、通産省大臣官房企画室入江、松下両企画主任、通商産業研究所太田研究主幹、谷川主任研究官、大谷研究官が素稿を執筆した。他方、中小企業政策の分野については中小企業庁の執筆協力も得ている。

また、本稿に関連して当研究所では、現在のロシアのとるべき当面の危機突破対策を論じた「ロシアの経済改革と日本の産業政策」をとりまとめており、併せて参考にされたい。

## 2. 基本的考え方

### (1) 市場経済化の基本的課題

#### (i) 市場経済を基本とする価値観の確立

市場経済化に当たっての必要な条件のうち最も基本的なものは、市場経済を基本とする価値観の確立である。

市場経済を基本とする価値観の特色は次の2点である。

第1は、自由と自己責任の尊重である。企業家も消費者も自分の考えで自由に経済活動を行い、その結果に対して自分で責任を負う。このような自由な経済活動の保障は、企業の技術革新、新製品開発等のイノベーションを刺激し、結果的には市場経済の繁栄の原動力となっているといえよう。

第2は、価格メカニズムの重視である。人々の財に対する欲求は市場における自由な価格形成を通じ、最終的に商品需給の決定要因となる。生活水準が上がり、人々の商品やサービスに対する需要が多様化、高度化していく場合には、品質に対する評価も踏まえた多種の商品の適切な需給バランスを計画によって決定することは殆ど不可能であり、市場における価格メカニズムが、需給を最も効率的に調節する手段であるといえよう。

このように市場経済とは、人々の自由な活動を前提とし、市場における価格メカニズムの機能を通じ、効率的な経済運営を図ろうとするものである。

市場経済の導入は、その結果として、ある程度の資産格差、所得格差、経済の不安定性等が生じることとなり、従来の経済安定を重視する社会主義的な価値観が国民に深く根付いているが故に、国民の抵抗も予想されうる。また、社会主義国が進めてきた国家的優先分野への資源の重点的配分も縮小せざるを得なくなるであろう。

しかしながら、適切な社会福祉政策等所得分配政策の実施により過度の資産格差、所得格差を是正するとともに、適切な財政金融政策の導入・実施によって経済の安定性を図ることにより、国民の抵抗を和らげつつ、国民への啓蒙運動も展開することにより、市場経済を基本とする価値観の国民への浸透を図り、それを確立することが肝要であろう。

#### (ii) 国有企業の原則的私有化

市場経済は私的所有権の確立と契約の自由の保障によってはじめて完全に機能する。その故に国有企業は公的性格の強い部門を除き原則的に私有化されなければならない。

大企業の私有化についての一般的な方法は、まずそれを株式会社化して、次にその株式を

民間に資本市場等を通じて払い下げるという手順を踏むものであるが、その際問題になるのは民間の資金分散・不足である。社会主義の下では貨幣所得が相対的に平準化されてきたこともあり、株式購入に振り向けられる資金の蓄積が市民の間にはあまりない。それに対して私有化の規模が非常に大きく、そのために発行される株式は莫大な額になるため、ある程度は外国資本の投資によりカバーされるとしても、このような方法での早期の全面的私有化の達成は不可能と考えられる。

レストラン、商店、その他の中小企業を対象とする私有化については、国有資産をオークション方式や当該企業の従業員に優先的に売却する方式などにより私有化が行われると考えられる。これには資産評価の技術的问题、大量売却による価格低下の問題の他、現時点で購入資金を持ちうるのは一部の階層に限定されるという社会的不平等問題がありうるもの、大企業に比べれば、比較的早期に私有化が実現されうるであろう。

このような状況を考えると、中小企業の私有化は早急に実施すべきであるが、大企業の場合の当面の重要な政策課題は、所有の非国有化 (Denationalization) に先行して経営の自主性 (autonomy) の付与を行うことにより、国有企業の枠組みの中でいかに自主的経営を行っていくかという国有企業の管理方式の改革が必要である。これはハンガリーにおいて実施してきた手法であり、その経験の活用は依然として今でも旧ソ連邦諸国にとっても大きな手がかりとなろう。

なお、大企業の私有化については、現在、チェコスロバキアで試みられている新しい方法、つまり、一定額の株式購入権を意味するクーポンもしくはパウチャーを無償又は低価格で広く国民に配分するという方法もある。しかしながら、この方法は、従前、インフレ要因となる可能性がある、資本の浪費の危険が伴う、所有権の広範囲な分散により企業経営者の効率的な管理が困難になる等の問題点が指摘されており、チェコスロバキアにおいて、これらの問題点を如何に克服し、実現をみていくのかを見定める必要があるが、旧ソ連邦諸国においても採用の余地があるものといえる。

### (iii) 市場経済の担い手としての企業経営者の育成及び企業組織の近代化

圧倒的大部分の経済領域が国有セクターで占められ、協同組合も事実上大幅に国家化されてきた旧ソ連・東欧では、官僚的経営者 (bureaucratic manager) はいても企業家 (entrepreneur) が不在である。いうまでもなく、市場経済は、市場の発する価格・非価格情報に敏感に反応し、適切な経営戦略の意思決定を行うことができる経営者あるいは企業家

なしには、円滑に機能することはありえない。それゆえ、旧ソ連・東欧における企業家不在は、致命的な問題である。

さらに、市場経済の円滑な機能においては企業家のみならず、企業家の経営戦略を具体的な経済活動として適切に実現していくことのできる企業組織が必要である。このため、独立した人事管理・企業会計処理システムの下、マーケティング機能等の本社機能の充実等のために、企業組織・企業内制度の近代化、つまり、西側先進国と同様なものへの改革を図ることが重要である。

他方、すでに実態において旧ソ連経済では、国有企業の間隙を縫ってコーベラチフ、商品取引所により規模は小さいながら自由な経済活動が進展し、企業家の資質を備えた者が育ち、私企業が出現しつつある。この萌芽を潰すことなく、さらに促進させるための環境整備、中小企業経営者の育成策、マーケティング、企業会計等のノウハウの普及等を講じていく必要がある。

また、これまで国有企業においては、計画経済体制のもとで企業経営者は基本的経営問題の意思決定権を奪われていたため、市場経済化の初期には、突然に経営の自主決定権を与えられた国営企業の経営者が経営上の困難に直面するという問題がある。実際に、突如意思決定権を与えられた経営者が、なにをどうしてよいかわからず、決定を先延ばしし、これまでの監督官庁に支援を求めるが適切な助言が得られないため、適時に決定がなされず、生産が停滞している状況が、ルーマニアなどで生じている。未だかつて本格的な市場経済を経験したことがない旧ソ連邦諸国の場合、今後、この問題は特に深刻になる恐れがある。

政府においては、企業経営者の自主性を基本としつつ、市場経済の担い手としての企業経営者の支援・育成、企業組織の近代化のための施策を進めていく必要がある。

#### (iv) 独占的寡占的産業組織の改革

計画経済体制のもとでは、行政命令の宛先を減らして管理コストを削減し、また、国有企業間の経済連関を企業内連関に転換することで資材・機械供給を安定化させようとしたことから、旧ソ連の場合、大規模市場にも拘らず、重工業、機械工業などの分野では、1国有企業に90%以上のシェアをもたせるといったギガントマニア的な独占的寡占的産業組織が形成された。

価格メカニズムは、競争状態の創出・維持があってはじめて有効に機能する。つまり、

無競争の状態のままでの価格の自由化の実施は、独占企業による大幅な価格引上げを可能とし、急激なインフレを招くこととなる。このため、旧ソ連邦諸国においては独占的寡占的産業組織を有する産業分野において競争状態を創出するための政策を早急に実施する必要がある。

競争状態の創出のための方法としては、①独占・寡占国有企业の分割、②国内企業による新規参入、③輸入品を通じた外国企業との競争（輸入競争）の導入、④外資系企業の導入、の4つのものが考えられる。このうち、①は、具体的には企業分割法を制定し、独占的な国有企业を強制的に分割するものである。この手法はあらゆる産業分野にわたる包括的なものであり、その効果も非常に大きなものである。また、国有企业における経営自主性の導入を一層有効ならしめる効果も期待できる。しかし、現行の国有企业は大規模でかつ多数の従業員を雇用している等の問題があり、分割実施の調整にかなりの期間が必要となるかもしれない。②については、大規模な軍需産業が民需産業へ転換することで、新規参入に大きな効果が期待される。しかし、①の場合以上に解決すべき問題が多く、かなりの期間を要する可能性があり、また、参入分野も限られたものになると考えられる。③については、外貨不足の状況の下では、その効果は極めて限定されたものとなる。④については、現在のルーブルの価値の不安定性が大きな障害となっているが、それがある程度安定化され、投下資本の安全が確保される制度が確立されれば、比較的早い時期にその効果が現れることが期待される。しかし、西側の資金需給からみて、それほど大きな規模の効果は期待できない。

このような状況から見て、競争状態の創出のための基本的施策は①とし、企業分割法を早期に制定し、その実施を積極的推進すべきであろう。また、期待される効果の規模の大きさから②についても推進する必要がある。ただし、①及び②の施策の効果が生じるまである程度の期間を要するがあることからすれば、それらを補完して、短期的な効果を期待できる施策として④の実現に取り組むことも必要である。

このような競争状態の創出のための施策を実施するとともに、それらにより創出された競争状態を維持するために、カルテル庁の設立、独占禁止法の立法などの諸制度の整備が必要である。

#### (v) 価格の原則的自由化

市場経済においては、価格メカニズムが商品需給を調節する。社会主義国においては、

価格が国家により全面的に統制されてきており、適切な商品需給を実現するため、価格を自由化することが必要である。ただし、先進工業国の中でも見られるように、公益事業等価格メカニズムが十分機能せず、価格に公的規制がかけられなければならない例外分野もあり、それらの分野を適切に選択して価格の原則的な自由化を進める必要がある。

さらに、本来価格メカニズムが機能する分野でも、経済主体たる私企業とその運営をなし得る企業経営者が存在し、かつ、企業が競争して活動しうるよう独占的寡占的産業組織が是正されるという条件が整備されなければ、価格メカニズムは適切に機能しない。価格の自由化はこのような環境を整えつつ進められなければならない。

#### (vi) 産業構造の改革

計画経済体制の下では、軍事力増強等の国家目的のため、そうした目的に合致するような産業構造が形成されてきた。旧ソ連邦諸国のうちではロシア連邦、ウクライナ共和国等において軍事力増強・宇宙開発等のため特定の重化学工業偏重の産業構造が形成されている。こうした産業構造は市場経済においては維持し得ないものである。しかし、一旦投下された資本は容易に変換し得ないものであり、これらの国においては既存の生産能力を生かしつつ、重要産業の育成・自立を図り、産業構造の転換を進めていく必要がある。

なお、既存の産業については、設備の老朽化、生産技術の陳腐化によりその製品の質が西側先進国に比べかなり劣っているため、これを軽視する傾向があるが、当面はその供給に頼らざるを得ないことは事実であり、自助努力による改善を促しつつ、さらに優先分野を選定して、順次、設備の近代化と技術水準の向上に努めていく必要があろう。

#### (vii) 対外経済関係の再構築

旧ソ連では、連邦内の諸共和国間で密接な分業・相互依存関係が構築されてきた。また、東欧諸国との間でもコメコン（経済相互援助会議）体制の下、政府間協定に基づく貿易により、旧ソ連との間で分業・相互依存関係が構築されてきた。現在、各共和国の独立によるソ連邦の崩壊及びコメコンの崩壊のため、これらの分業・相互依存関係をこれまで繋いでいた流通、交易が機能せず、これが一因となって旧ソ連邦諸国の生産水準が低下していると考えられる。

旧ソ連邦諸国がこれまでの分業・相互依存関係を西側諸国との分業関係へ直ちに転換できない以上、少なくとも短期的には、旧ソ連邦諸国間及び東欧諸国との間の円滑な交易の

維持を何らかの方法で図ることが重要である。

他方、旧ソ連邦諸国は西側諸国との貿易が円滑に行われるよう貿易制度の整備、単一為替レートの設定等を進めなければならない。なお、こうした制度面の整備が実効を挙げるためには、国際信用の確立・維持のための政府の責任ある姿勢が求められる。またさらに、知的所有権制度、規格認証制度等の国内制度についても国際制度と整合性あるものとして整備していくことが必要である。

また、前で述べた独占対策としての輸入競争の導入に関しては、国際収支への影響、国内企業への打撃の危険性を踏まえた適切な関税又は輸入割当による「組織化された」輸入競争を実現しなければならない。さらに国内企業の生産効率を向上させていくためには、上述の輸入規制を固定化せず、関税率の引き下げ、輸入割当制度の撤廃などの輸入自由化のタイムスケジュールの明確化が不可欠である。

#### (viii) 経済安定化と市場経済化の同時追求

旧ソ連における過去の成長政策が不成功に終わり、計画経済体制の機能が低下する中で、旧ソ連邦諸国においては、消費財不足、財政赤字・過剰流動性によるインフレ、対西側累積債務などの経済危機が生じており、これに対する経済安定化が喫緊の課題として存する。現在の危機は計画経済の機能不全に根本的な原因があるものとはいえ、市場経済体制移行のみによって解決されるものではない。むしろ、日本の経験からすれば、財政赤字の削減、金融の引き締めによりインフレが収束されなければ、経済取引の正常化は期待できず、市場経済体制への移行が円滑に行われなくなる。従って、市場経済体制移行と並行し、特にその初期の段階において、経済安定化政策を実施する必要があろう。

#### (ix) 経済政策の確立

市場経済体制移行のためには、計画経済体制を解体し、価格メカニズムが機能するための自由な企業活動のための環境を創出するのみでなく、経済政策の確立が必要であり、そのための政府の役割は大きくかつ重要である。

まず、インフレの抑制等の経済全体の安定化のため、金融政策、財政政策等のマクロ経済政策の立案・実施が必要である。また、現在の旧ソ連邦諸国の場合のように、経済発展基盤が脆弱で企業の自由な経済活動のみでは円滑な市場経済体制への移行、さらに市場経済体制を前提とした経済発展が期待し得ない状況においては価格メカニズムを補完するた

め、産業・企業レベルでのミクロ政策としての産業政策を実施することが特に必要である。さらに、環境汚染等企業が社会に与える悪影響が価格には適正に反映されず、価格メカニズムのみでは解決できない問題があり、これらに対しては政府が適切な公害防止政策等を導入する必要がある。

このような経済政策を適切に立案・実施するためには、そのための行政機構を整備するとともに、その担い手として価格メカニズムを十分に理解した経済官僚を育成し、確保することが重要である。

## (2) 第2次世界大戦後の日本における市場経済化の経験

### (i) 第2次世界大戦後の日本における市場経済化の概要

第2次世界大戦後の日本における市場経済化は、経済統制の継続と撤廃、経済の非軍事化と民主化、生産力増強、貿易自由化と資本自由化の4点を重点として行われた。

#### ① 経済統制の継続と撤廃

第2次世界大戦直後の日本においては、占領下での貿易制限等による原料・燃料不足による物資の生産水準の著しい低下、戦時債務の支払等による過剰な貨幣供給がもたらした購買力増大というまさにハイパーインフレを引き起こす状況にあり、早期の価格自由化は困難であった。このため、経済統制が1946年から47年にかけて継続された。

1946年2月日本政府は、物資の特性に応じて順次価格・配給統制を導入するとともに、46年8月、経済統制のための政府機関として経済安定本部と物価庁を設置した。

また、供給の著しく不足する物資の公正な配給を確保するために各種の公団が設立された。さらに、価格統制の実施に伴い、価格差補給金の膨大な支出がなされ、国家歳出の大きな部分を占めていた。しかし、統制価格は、激しいインフレーションを背景に闇価格を後追いする形での煩雑な改訂を余儀なくされた。

その後、平行して行われた生産力の増強が功を奏し、ある程度の供給力が備わった段階で1949年に超均衡予算を中心とする強力なデフレーション政策（いわゆるドッジ・ライン）が実施され、急激なインフレーションが収束されるとともに、価格統制、物資統制も存在意義を失い、順次撤廃されていった。その結果、配給のための各種公団も順次整理・縮小された。

#### ② 経済の非軍事化と民主化

連合軍による日本占領の基本的目的は、日本経済の非軍事化であった。経済面では、

軍事経済を支持した要因の除去のため一連の施策が講じられたが、軸となつた政策は、  
a. 物的戦争の能力を除去する政策と b. 軍国主義的行動の発生源を日本経済から除去  
することであった。

前者のうち、GHQによる旧軍工廠の接收・保管、旧軍需産業の民需転換等により兵器生産能力の除去は実行されたが、潜在的な戦争支持能力としての工業生産力の抑制は、終戦後2年弱を経て、冷戦体制の予測、アメリカの対日援助の財政負担等の事情を背景として、占領政策の基調が非軍事化から、経済復興へ転換されたため、実現しなかつた。

後者の軍国主義的行動の発生源除去政策については、財閥解体、農地改革、労働改革の三大経済改革として実行された。これらは、一般に「経済民主化」政策と呼ばれている。このうち、財閥解体政策は、過度の経済力集中に関する政策として1946年実行に移された。この結果、企業分割が実施され家族支配型コンツェルンは消滅した。

この財閥解体政策の延長上の問題として、独占禁止法が、既に1945年末から立案されはじめ、1947年成立した。成立した法律はGHQの意向の下に当時の各国の反トラスト法、史上類を見ない厳格なものであったが、占領政策の全般的な政策転換の流れの中で、まず外資の導入に関して厳しく制限していった条項を中心として、緩和措置が検討され、1949年改正法が施行された。

### ③生産力の増強

戦後当初は、極度の物資不足の中で重要物資の生産拡大ための産業政策として傾斜生産方式が実施された。この結果、鉱工業において生産が拡大し、1948年12月には生産水準が戦前の約7割にまで回復した。

この生産の回復を背景に、1948年以降、経済統制が撤廃され、価格の自由化が行われた。その後の政策課題としては、既存産業の生産性の向上、新規産業の育成による産業の国際競争力の強化が重要なものとなり、それらの政策課題を通商行政との密接な連携の下に、効率的、総合的に遂行するための組織として1949年5月に商工省と貿易庁を母体として通商産業省が設置された。

1950年代前半においては、鉄鋼、石炭、電力等の基幹産業の設備の近代化、経営の高度化のために産業合理化政策が実施された。その政策手段は、政府系金融機関による融資（産業金融）、税制上の優遇措置（産業税制）が中心であった。

1950年後半には、さらに合成繊維、石油化学、機械・電子工業等の新規産業の育成が図られた。この政策の実施においては、それぞれの産業毎に5年程度の育成計画が

定められ、それに基づき、政府系金融機関による融資、税制上の優遇措置、原油・外貨の特別割当等の政策手段を講じるという手法がとられた。

#### ④貿易及び資本の漸進的自由化

戦争及び植民地の喪失により日本の対外経済関係は途絶し、戦後当初、貿易は直接GHQの厳しい統制下におかれていた。46年6月国営管理貿易、47年8月に制限付民間貿易に移行し、49年の単一為替レートの設定後、多数の輸入制限品目を設定しつつ、民間貿易が本格的に再開された。また、資本取引についても1950年外資法が制定され、国の規制の下で再開された。

その後、日本製品の対外競争力の増大等により、国際収支の改善が進み、1960年「貿易・為替自由化計画大綱」が閣議決定され、貿易の自由化が開始された。貿易自由化は、当初の目標が繰り上げられて実施され、1964年に貿易自由化率は93%に達し、西ヨーロッパ並となった。また、同年4月にはIMF8条国移行が決定され、輸入制限及び貿易外制限を国際収支上の理由で行うことは出来なくなった。

さらに、1964年にはOECDへの加盟が実現し、日本は資本取引についても自由化推進義務を負うこととなり、1967年以降、順次資本自由化の対象業種の拡大が図られていった。

#### (ii)日本の市場経済移行の特徴

市場経済への移行に関して、戦後わが国が講じた主要な施策を概観するとき、そこにはいくつかの特徴点を見いだすことが出来る。

##### ①漸進的、段階的な市場経済移行

戦後日本の市場経済移行は一挙に行われることなく、様々な経済状況の改善を順次図りながら、3つの段階を経て漸進的に行われた。

(第1段階：1945～49年)

1946年から47年にかけては、価格統制、物資配給によりハイパーインフレーションによる社会的な危機を回避しつつ、傾斜生産方式の導入等による重要物資の生産力増強が図られた。価格統制については、価格差補給金や生産増強のための政府融資等により貨幣供給が引き続き増加したため、インフレーションは収まらず、煩雑な公定価格の改訂を余儀なくされた。しかしながら、物資の生産が拡大していくに従い、需給状態も幾分緩和された。

また、統制と並行して、GHQの強力な指導の下、財閥解体、独占禁止法の制定によ

る企業の競争状況の整備等市場経済移行のための準備が進められた。

(第2段階：1949～60年)

ある程度の物資生産の回復が図られた1949年に強力なデフレーション政策によりインフレーションを収束し、価格の自由化が実施された。貿易についても単一為替レートを設定し、民間貿易が本格的に再開されたが、無資源国日本にとって輸出できる国際競争力のある工業製品がなく、国際収支は常に赤字基調であったため、外貨管理が実施され、貿易の自由化はなされなかった。他方、産業政策面において産業の国際競争力向上のため、産業合理化政策、新規産業の育成策等が強力に推し進められた。

(第3段階：1960年～)

工業製品の輸出競争力が増大し、国際収支が改善された状況を踏まえ、重化学工業化の推進による産業構造の高度化を図りつつ、貿易の自由化については1960年以降、資本取引の自由化については1967年以降、計画的かつ段階的に実施され、開放経済体制への移行を開始した。

## ②目標の設定（プログラム）

日本の経済政策においては、「目標」を設定してプログラム方式により実施してきたことが特徴であろう。ここで「目標」というのは、社会主义経済における「計画」ではなく、あくまでも、企業の自主的な行動により市場メカニズムを通じて達成される目標であることに注意する必要がある。

また、「目標」作成のために、常に詳細な実態調査が行われた。この調査に基づき、具体的な設備近代化目標が定められ、これを満たすプロジェクトが金融・税制等の支援措置の対象とされた。例えば、産業合理化政策の第一陣となつた1951年度を初年度とする「鉄鋼業設備合理化3ヵ年計画」はこうした目標設定を中心とするものであった。

## ③産業政策の展開

### （産業政策展開の背景）

戦後日本において、産業政策はすでに述べた市場経済への段階的移行がなされる過程において、その時々に克服しなければならない産業に関する課題に対応して実施されてきた。

まず、戦後直後の絶対的物資不足に対しては、生産水準回復のために傾斜生産方式が実施され、民間貿易再開後においては国際競争力強化・輸出増進のために、産業合理化政策、新規産業の育成、中小企業政策、輸出振興策等が実施された。他方、このような

産業振興政策の他に、資源エネルギーの安定的供給の確保、化学工業、鉱業に対する保安行政の強化・充実、公害防止行政及び消費者保護行政の導入等も行われた。

このように戦後日本において多様な産業政策が幅広く展開された。

#### (日本型の産業政策の特徴)

##### a. 市場メカニズムの補完としての産業政策

日本における産業政策は、市場メカニズムを補完・促進するための政策であり、そのため、競争状態の創出・維持等市場メカニズムが機能するための条件が整備されることを第一義的に重視するものである。

##### b. 各業種別、分野別検討の必要性と相互調整

各産業・業種はそれぞれ性格が異なり、抱えている課題も異なる場合が多い。そのため、産業政策の立案においては、業種別の十分な実態把握が必要となる。他方、経済は個々の業種が独立して存在しているわけではなく、相互に密接な関連を有しており、また産業構造全体としての望ましいあり方が産業政策上の重要な要素である。さらに産業活動にはマクロ経済の動向が密接に関係してくる。このため、産業政策の立案においては関連する部局間での密接な連携、調整が不可欠である。これ対応して、通商産業省の組織は統制経済下において業種別に組織された部局を起源とする業種所管部局と産業政策、通商政策等を総括的、横断的に企画・立案・調整する横断的な部局が有機的に組み合わされている。

##### c. 政策の立案・実施におけるコンセンサスの重視

日本における産業政策は多岐にわたるものであるが、産業振興を目的とする産業政策は、政府の一方的な強制的命令によって行われるものではなく、政策決定は産業界をはじめ、労働組合・消費者団体・学識経験者等との意見交換やコンセンサス形成の過程を経て行われ、その実施も個別の産業界との協調体制のもとに実施される誘導的政策である。従って、こうした産業政策の遂行のためには、広汎な関係者からなる審議会の創設と個別産業における産業団体（いわゆる業界団体）の形成が基盤となっており、さらに審議会を通じた民意の反映の確実性に対する国民の信頼、業界団体の産業政策当局に対する信頼の醸成が重要である。

#### (3) 日本の経験を旧ソ連邦諸国に応用する場合の留意点

第2次世界大戦直後の日本の状況と現在の旧ソ連邦諸国の状況とを比較してみると、い

くつかの重大な相違点はあるものの、全般的に類似点が多く、日本の経験を参考にした経済政策を立案・実施していくことは有用と考えられる。

#### (i) 第2次世界大戦直後の日本と現在の旧ソ連邦諸国の状況の相違点

① 日本は戦争という一時的要因で統制経済に移行し、市場経済に復帰したのに対し、旧ソ連邦諸国では70年以上にわたり統制経済下にあった。特に重要な相違点は、日本においては、明治維新から第2次世界大戦前までに企業はほとんど私有化されており、戦時経済下においても原則私有化は維持されていたため、市場経済の主体としての私企業が確立されていた。戦後は、既に確立された私企業がより効率的に経営できるよう企業経営の基盤整備と合理化のための政策が採られたにとどまる。

他方、旧ソ連邦諸国においては統制経済の下で大部分の経済活動が国有企业によって担われており、市場経済の主体である私企業の育成から市場経済化を進めなければならない。このため、「市場経済を基本とする価値観の確立」、「国有企业の原則的私有化」、「市場経済の担い手としての企業経営者の育成及び企業組織の近代化」といった旧ソ連邦諸国が克服しなければならない基本的課題については、戦後の日本の経験は、官営工場の民間への払い下げ等国有企业の私有化、私企業の振興が大規模に行われた明治期の経験と併せて参考にすべきであると考えられる。

② 日本には資源が乏しいが、旧ソ連のうちのいくつかの国は豊富な資源を有している。したがって、資源を有効に活用するためのインフラ整備が相当必要であるとしても、それらの国は現時点で有力な輸出商品を有しており、それがある程度の輸出量を確保するのであれば、「対外経済関係の再構築」において日本よりは短期間に貿易の自由化を実施できる可能性がある。

#### (ii) 第2次世界大戦直後の日本と現在の旧ソ連邦諸国の状況の類似点

① 「価格の原則的自由化」に関し、第2次世界大戦直後の日本と現在の旧ソ連邦諸国は物資不足の中でのインフレーションの進行という点で類似している。このような状況の下で日本においては価格統制の継続、生産力増強、その後のインフレーション収束のための強力なデフレーション政策導入という価格自由化政策をとった((2)(i)①)。

現在の旧ソ連邦諸国は、戦後の日本に比べ、国有企业が産業のほとんどを占める、産業組織の独占性の程度が著しい等、価格の自由化の導入を巡る状況がかなり異なるもの

の、「価格の原則的自由化」を実施するための基本的な施策においては、戦後日本の経験は参考となる面が多いと考えられる。

②「独占的寡占的産業組織の改革」の必要性については、第2次世界大戦後日本において経済民主化政策の一環として財閥解体、独占禁止法の制定がなされ、競争基盤の整備がなされた((2)(i)②)。現在の旧ソ連邦諸国も同様の必要性を有しているが、旧ソ連邦諸国の場合には、はるかに独占状況が著しく、さらに「国有企業の原則的私有化」、「市場経済の担い手としての企業経営者の育成及び企業組織の近代化」という問題との並行的解決が必要である点で当時の日本の状況と質的にかなり異なり、戦後日本の政策以上に強力な政策が必要であると考えられる。

③日本においては、戦時統制経済体制の下で軍需に対応するため、航空機産業・兵器産業等特定の重化学工業に偏った産業構造が形成されていた。同様に、旧ソ連においても計画経済体制の下で特定の重化学工業に偏った産業構造が形成された。このため、「産業構造の改革」に関し日本が実施した軍需産業の民需転換((2)(i)②)は旧ソ連のうち重化学工業に偏った産業構造を有する国の経済体制変革にとっても有用であると考えられる。

④当時の日本も、現在の旧ソ連邦諸国も、「産業構造の改革」に関し、重要産業の育成・自立のための投資を行うために必要な資本を国内で十分に蓄積できていない。このため、日本が実施した産業金融、産業税制等の企業資本の蓄積のための政策((2)(i)③)は旧ソ連邦諸国の経済改革にとっても有用であると考えられる。

⑤「対外経済関係の再構築」については、旧ソ連邦諸国が当面取り組むべき課題(従前の分業関係の維持)は当時の日本の状況と異なるものではあるが、中長期において基本的なすべき施策(為替レート、貿易の自由化等)については日本の経験((2)(i)④)は有用と思われる。

⑥1945年の日本の人口は約7200万人、1989年の旧ソ連の人口は約2億8600万人で、中でもロシア連邦は約1億5000万人、ウクライナ共和国約5000万人であり、国内に大きな市場及び労働力を有している点で共通している。このように大きな市場を有している国では、国内において「産業構造の改革」として重要産業の育成・自立と国際競争力の強化を図った上で、「対外経済関係の再構築」としての貿易の自由化を段階的に実施していくことが可能であり、この面での日本の経験((2)(i)③及び④)は有用と思われる。ただしこの場合、戦後日本のように早期に国内の競争状態の創出・

維持がなされることが前提条件となる。

- ⑦「経済安定化と市場経済化の同時追求」という課題については、当時の日本と現在の旧ソ連邦諸国はおかれていた経済状況においてかなり類似しており、日本の経験（(2)(i)①）は旧ソ連邦諸国の当面の経済運営にとってもかなり有用であるといえる。
- ⑧戦後直後の日本は、現在の旧ソ連邦諸国と同様に、統制経済を実施するために業種別の膨大な行政組織を有し、行政主導の社会体制を形成していた。日本においては統制の撤廃とともに、行政機構を大幅に縮小し、大幅な再編を行いながらも（(2)(i)①）、業種別に組織された部局を残し、それらをベースに通商産業省を創設し、産業政策の一体的・効率的な遂行を可能とした（(2)(ii)③）。旧ソ連邦諸国においても同様な方法により、「経済政策の確立」のため、産業政策を展開する組織を構築することが可能であるといえる。

### 3. 重要政策に関する日本の経験

#### (1) 戦後日本の産業政策及び主要経済政策の概観

現在の旧ソ連邦諸国の状況をみると参考となる日本の経験は、1945年に始まる戦後復興期から60年代半ばまでの高度成長期前半の時期と思われる。この時期は、戦後の荒廃から日本の国際経済社会への復帰と貿易・資本の自由化までに至る期間であり、同時に日本経済が戦時の影を払拭するとともに開放経済体制下での国際競争に耐え得る産業の基盤を構築した時期であった。逆に言えば日本経済が開放経済体制に耐え得る国内産業を育成するには、全体で20年程度の長い期間を要したのである。

##### (i) 戦後復興期（1945-50年代前半）の産業政策及び主要経済政策の展開

終戦後の日本経済は、工業生産能力が戦争被害により多大の喪失を被ったほか、貿易面でも輸出が戦前の約9分の1、輸入が戦前の約6分の1に及ぶなど極端な落ち込みを示していた。生産の状況は、賠償義務による機械工業や旧軍工廠を中心とした工場の全部又は一部の閉鎖により大きな制約があったほか、鉄鉱石・石炭等の原料供給低迷により低水準にあった。更に物価は戦争末期から進展したインフレーションが敗戦後いわゆるハイパー・インフレーションとなり、卸売物価水準は34年比(=1)で47年48.2、48年127.9、49年208.8と高騰を続けていた。

このような状況の下展開された産業政策の第一のものは、生産の回復のための傾斜生産方式であった。これは、原材料輸入の途絶に対応し、同時に統制の継続等市場機構が円滑に作用していなかったことに鑑み、特に石炭と鉄鋼の二部門に重点を絞り、資源・資金の傾斜配分を通じて両部門の相互循環的増産を果たし、その成果を他部門に及ぼしていくこうとするものであった。この措置により、48年には鉱工業生産もかなりの水準にまで回復し、ドッジ・ラインによる強力なデフレ政策を受容しうる素地の一端を形成した。

第二にマクロ経済政策の面では、戦時体制の清算が重要な意味を持った。これについては、49年のいわゆるドッジ・ラインの効果が大きく、これにより戦後インフレーションが収束とともに存在意義を失った価格統制、物資統制（生産・配給）等の戦後経済統制も順次廃止されていった。また、1ドル=360円の単一為替レートの設定は、経済の安定と市場メカニズムの回復を助長したほか、国際的な競争力を育成するための産業合理化を日本経済に強く求めることとなった。

最後に、産業合理化政策は、戦中戦後に工場設備の老朽化が進んでいたことから企業の

設備の近代化、経営の高度化等を通じて、産業の国際競争力の向上を目指すものとして実施され、税制・金融上の措置を中心に様々な政策的支援が行われた。

(ii) 高度成長期前半まで(1950年代後半-60年代半ば)の産業政策及び主要経済政策の展開

日本経済の復興は、当時の予想を超えるスピードで達成されたが、朝鮮戦争の特需と米国の援助などの外的条件に負うところが大きく、国際収支はこれらによってようやく均衡を保っていた。このような状況のもと、50年代後半には日本経済は国際収支の制約により短期間に成長と調整（好況と不況）を繰り返すこととなるが、58年には在庫投資、設備投資、輸出の急増の三拍子の拡大により景気は回復し、本格的な高度成長の時代へと入っていくこととなる。加えて、世界貿易の拡大と産業の輸出競争力の強化によって輸出の重化学工業製品の比率が増大し、65年には国際収支の天井（制約）を克服し、経済成長と国際収支黒字の両立が達成された。

この時期の産業政策をめぐる動きで最も重要なものは、日本の国際経済社会への復帰と貿易・資本の自由化である。日本は、53年日米通商航海条約の締結、55年のGATT加入、52年のIMF加盟、64年のIMF8条国移行、同年のOECD加盟と次々と国際経済社会の一員としての地位を確かなものとするとともに、これに伴って本格的開放経済体制整備の義務を負うこととなった。同時にこのような自由化の進展を前提に外国資本と十分競争し得るような企業体质の強化と産業体制の整備が追求された。

このような背景のもと産業政策サイドではまず復興期に開始された産業合理化政策がより強力に推進された。同政策はこの時期、従来の企業内部の合理化から産業構造の合理化、産業組織の合理化に重点を移すこととなり、この結果鉄鋼業、機械・電子工業、航空機・武器工業等の振興や繊維工業の安定化をはじめ、様々な部門における業種別アプローチが進められた。

第二に、既存産業部門の合理化のみならず大きな成長が見込まれる石油化学工業、合成繊維工業及び自動車・電子機械産業等の新規産業の育成も図られ、税制・金融措置による設備の近代化、研究助成、外国技術の導入等が進められた。

第三にこれら一連の政策は、63年の産業構造調査会答申以降与えられた生産要素をもって最大の経済福祉をもたらす最適産業構造の追求のため、所得弾力性基準と生産性上昇率基準に合致する重化学工業等を集中的に振興する産業構造政策に発展していった。

最後に、この時期には、輸出振興のための組織の整備、金融・税制措置、貿易保険及び

輸出検査制度等による総合的輸出促進策が整備され、逐次実施されている。

## (2) 戦後経済統制の撤廃と貿易・資本の自由化

### (i) 戦後経済統制の撤廃

日本の戦後経済統制は、インフレーションの助長を防止し購買力の格差による国民生活上の不公平の発生を防止するため、1946年から47年にかけて公定価格の設定、配給制の導入を中心に継続された。このうち物資統制は、臨時物資需給調整法（1946年）を根拠として、生産財と消費財に分けて実施された。この際特に供給の著しく不足する物資については公正な配給を行うため各種公団が設立され、これらの公団による一手買取りと販売が行われるとともに、物資によって価格差調整補給金が交付された。また、価格統制は物価統制令（1946年）に基づいて行われ、統制に伴って生産増加のための価格差補給金、内外価格差を調整するための輸出入補給金が支出され、これら補給金が国家歳出の大きな部分を占めていた。（ちなみに48年度に価格調整費として計上されたものとその他に価格差補給金として利用されたものとの総計は、一般会計の22.9%（935億円）を占めたと推定されている。）

このような戦後経済統制は、当時傾斜生産方式等による生産回復という経過的安定を基礎に本格的安定を追求しようとするいわゆる中間安定論を唱えていた政府によって支持されてはいた。しかしながら、いわゆる「三三物価体系」をはじめとする統制価格体系自体が激しいインフレーションを背景に閾物価を後追いする形での煩雑な改訂を余儀なくされ、公定価格がコスト中心に見直されるとともに賃金は可能な限り抑制された。

48年12月のGHQによる経済安定9原則の発表と翌49年のジョセフ・ドッジの来日により、日本は経済自立のための通貨安定、為替レートの設定及びインフレーションの収束とを強く求められ、これに従って49年度予算は補給金を大幅減額した超均衡予算となり、4月には1ドル=360円の単一為替レートも設定されるなど経済の一挙安定が図られた。このいわゆるドッジ・ラインによる有効需要の減退は滞貨の累増をもたらし、物価は安定に向かい、閾価格と公定価格の格差も縮小した。ここにいたり、戦後の価格・物資統制はようやくその存続の意義を失うこととなった。48年から49年にかけて政府は公定価格の廃止や指定生産資材の指定解除を開始し、48年末に、約63000あった統制品目数（小分類）が51年末には約80に激減した。また、配給公団、貿易公団等の統制公団は、合計15に及び定員は15万人と膨大なものであったが、49年末には約半分の公団が廃止され、定員も50年度には約8600

人と縮小している。

### (ii)貿易・資本の自由化

戦後日本では、47年からの民間貿易再開以降も貿易は国の管理下に置かれていた。1958年から59年にかけて西ヨーロッパ主要17か国通貨は殆どすべてが対外交換性を回復し、これを契機に為替及び貿易の自由化が着々と進展していたが、当時日本では自由化慎重論の方が支配的であった。

しかしながら、国際収支が引き続き好調であることや日本製品の国際競争力が急速に増大していることなどから、59年に東京で開催されたGATT総会における議論を踏まえ、60年「貿易・為替自由化計画大綱」が閣議決定された。その商品別自由化計画によれば、貿易自由化率40%を3年後におおむね80%に引き上げることとし、経常取引は2年以内に原則として自由化、資本取引についても逐次規制を緩和して自由化を促進しようとするものであった。この計画はその後目標を繰り上げ、62年に90%（実績は88%）とすることにし、更に64年には93%に達した。

また、IMF 8条国移行、OECD加盟により、日本は輸入制限及び貿易外制限を国際収支上の理由で行なうこととはできなくなるとともに資本取引についても自由化推進義務を負うことになった。このため、対内直接投資を中心とする資本取引についても段階的な自由化が進められた。すなわち、67年当面の自由化措置（第一次）を決定し、これ以後1973年の第五次の自由化措置の決定に至るまで順次対象業種の拡大が図られた。この間、資本取引自由化のための国内対策として、外国資本と十分競争しうるよう企業体質の強化、産業体制の整備等の施策が講ぜられた。

### (3)競争基盤の整備

戦後の我国産業の発展を見るとき、ときに過当競争とも呼ばれる旺盛な企業間競争の影響を見逃すことが出来ない。このような競争の基盤あるいは体質は、終戦後の経済民主化のための一連の措置によって、その基本的枠組みを獲得することになったのである。

連合国は、終戦後我国経済の非軍事化を強力に推進することとし、その一環として早くから軍国主義的行動の発生源除去政策として経済の民主化政策を実施した。具体的措置としては、46年から47年にかけて、財閥の解体、米国反トラスト法を参考にした独占禁止法の制定、農地改革、いわゆる労働三法の制定などが行われた。

このうち、過度経済力集中排除法による財閥の解体についてみれば、G H Qは45年11月「持株会社の解体に関する覚え書き」を発して三井、三菱、住友、安田の四大財閥本社の解体等を指令した。翌46年4月には「持株会社整理委員会令」が公布、施行され、財閥解体の実施機関として持株会社整理委員会が設立された。同整理委員会は、約1年の間に計83社を特殊会社として指定し、その証券、財産を譲り受け、その管理又は処分を行うこととなっている。また、同委員会は過度経済力集中排除法に基づき過度の経済力の集中が行われている企業として325社を指定した。

経済の徹底的非軍事化から日本の経済的独立を求める連合国占領政策の転換に伴い、実際に処分の対象となったのは10財閥、再編成指令がでたのは18社にとどまったものの企業分割の結果、家族支配型コンツエルンは消滅した。代表的な例と言える三菱商事及び三井物産の二大商社は、それぞれ約120社及び約170社に徹底的に分割された。また、三菱重工業では、3社に分割のうえ旧会社が解散となった。財閥解体に当たっては、GHQの示唆により設立された証券処理調整協議会を通じて株式が従業員等の大衆投資家に売却された。

更に、独占禁止法については、カルテルを全面禁止するなど各国法にも例がなくそれまでの日本産業界の競争慣行と余りに相いれないものであったため、その後幾度となく改正されることとなった。しかしながら、同法の制定が我国産業界の競争条件に与えたインパクトは極めて大きかった。

このような一連の経済民主化政策は、戦後の我国の旺盛な企業間競争と労使の協調体制、さらには内需を支える大衆の購買力等を創出し、その後の意欲的な技術革新や設備投資を引き出す環境整備的な役割をはたしたことには注目すべきであろう。

#### (4) 企業経営の基礎と合理化

我が国における株式会社制度の導入は、封建経済から近代経済への発展のために、明治維新（1868年）後、急速に行なわれた。導入当初は、次のような問題点が原因となり多数の会社が倒産するといった混乱が生じたが、その問題点が徐々に解消されることにより株式会社制度は我が国経済社会に定着していった。この場合の問題点とその解消要因はつぎの通りである。

- ・ 資本の不足 ← 生産性の向上による資本蓄積の増加、金融機関の発達、外資導入
- ・ 運輸施設の不備 ← 民間鉄道会社による鉄道網の整備
- ・ 法制度の不備 ← 商法、商標条例等の制定

- ・経営者の未熟 ←経験による能力向上と不良経営者の淘汰
- ・近代経済への不安←一部の株式会社（鉄道業、紡績業、銀行等）の好業績

このように国民経済に定着した株式会社は、各企業の自助努力によって発展を続けたが、その発展には戦後欧米から企業経営手法を導入し、また、設備の近代化に努めたことが大きな要因であり、このような企業の努力を支援するために、以下の政策措置が採用された。

欧米の企業経営手法の導入を促進する上で大きな役割を果たしたものとして、政府の支援の下、民間団体として設立された財團法人日本生産性本部による生産性向上運動がある。同生産性本部の活動は多岐にわたったが、なかでも産・官・学・労働各界の指導者の欧米への視察団の派遣と各種セミナーの開催は、極めて大きな役割を果たした。視察団の派遣（1955年-60年の6年間に視察団数306、参加人員3,133人）は各界の指導者に生産性格差の存在という現実と我が国が目標とすべき水準を正しく認識させ、生産性向上のための具体的手段を考えさせる契機となった。また、各種セミナーの開催と視察団の帰朝報告は、生産性の概念とその向上の手法を国民に広く浸透させることに貢献した。セミナーの内容は、生産・経営管理の科学的技術である I.E (Industrial Engineering)、品質向上のための手法である Q.C (Quality Control)、消費者の動向を中心に置く経営活動であるマーケティング（消費者のニーズの把握やそれに基づく商品開発・生産活動、消費者への商品の広告宣伝活動など）といったものであり、これらの影響を受けつつその後の企業の経営改革が進められた。

また、このようなソフト面の改革とともに、設備投資による設備の改善というハード面の整備については、租税特例措置と財政投融資を中心とする産業合理化政策（詳細は（7）参照）が、民間企業の合理化投資に伴うリスクの軽減や資金調達の補完を通じて極めて大きな役割を果たしている。

#### （5）中小企業政策

戦後復興期の日本の中小企業（従業員200人未満の企業）は、事業所数で99.8%、従業者数で76.3%を占めていた（1947年）。このような中小企業の国民経済における役割の重要性に鑑み、中小企業の経済的・社会的制約による不利を是正し、及び中小企業者の自主的な努力を助長することを基本的狙いとして、日本では1948年に中小企業庁を設置し、以下の統一的な中小企業行政の推進を図った。

### (i) 主要政策

#### ①近代化・高度化

中小企業の近代化は、個々の中小企業者の企業内部における設備、経営等の近代化のみならず、企業間さらには業種間における諸関係を含めて総体としての中小企業層の近代化を意味する。高度化は、中小企業規模の適正化、事業の共同化、工場・店舗等の集団化、事業転換及び小売商業における経営形態の近代化をいう。

こうした近代化・高度化政策として、中小企業の業種別近代化を直接の目的とする「中小企業業種別振興臨時措置法」(1960年)が制定され、業種業態が広範多岐にわたる中小企業を各業種の実態に即して問題点を把握し近代化を図ることとなつた。更に、63年にはこれが「中小企業近代化促進法」へと発展した。

#### ②組織化

過小な企業規模を合併等によって適正規模（需要に応じ、かつ、生産技術の許す範囲で最も労働生産性を高めるような生産の単位）とすることで、活力ある企業を育成し、市場経済の活性化を図る効果がある。すなわち、複数企業の共同化、合同等によって、経営資源の蓄積に乏しい中小企業にとって適正規模が達成できる。

この時期の中小企業の組織化政策では、このような本格的組織化政策の準備的措置たる協同組合の制度的确立に主眼がおかれて、49年制定の「中小企業等協同組合法」により物資配給割当のための統制組合的な商工協同組合制度をロッジデール原則に基づく民主的な組合制度に改変することが目指された。

#### ③技術の向上

中小企業は、一般に技術者の確保が困難であり、事業内研修制等による技術者養成も難しい。このため、生産性向上等のため設備近代化等を図っても、これを十分に生かすことが困難である。従って、行政サイドから技術の研究開発の推進の他、技術者及び技能者の養成等によって中小企業の技術の向上を図ることが必要となる。

技術対策は、50年代に入って技術講習会、実地指導等の技術情報の提供程度にとどまっていたが、50年代半ばより漸く技術対策も本格化した。更に、61年からは中小企業技術指導の第一線を担当している公設試験研究機関の機能強化を図るために助成制度を創設し、その後の技術諸施策の実施機関として活動する礎を築いた。また、同年より中小企業団体中央会の協力の下に、「現場技術シリーズ」を作成し、中小企業の現場技術者の資質の向上を図った。

## (ii) 主要政策手段

### ① 金融

中小企業は信用力において大企業に劣るため、金融機関からの資金調達に恒常的な困難が伴い、事業活動継続・発展の上で必要な資金を適時適切に確保していくことが困難である。このため中小企業が事業活動上必要な資金の安定的供給を図るべく公的資金による民間金融の補完が必要となる。また、政府が中小企業の信用を補完する制度も、民間金融機関からの資金調達の円滑化に有意義である。

戦後日本においては、小規模零細企業に対する融資を目的とした「国民金融公庫」(1949年)、長期資金融資を目的とした「中小企業金融公庫」(1953年)が設立され、既存の「商工組合中央金庫」(1936年)と併せて、財政投融資資金の投入による公的融資が行われた。また、中小企業の信用を補完する信用保証制度については、「信用保証協会」が民間金融機関からの借入の債務を保証し、更には、「中小企業信用保険公庫」(1950年)が信用保証協会の債務保証に対して再保険する信用補完制度が創設された。なお、政府系金融機関の設立と前後して、中小企業等協同組合法(1949年)により「信用協同組合」、信用金庫法(1951年)による「信用金庫」、相互銀行法(1951年)による「相互銀行」の発足等、民間中小企業金融機関の整備も進められた。

### ② 税制

中小企業の自己資本の充実や近代化等を図るため種々の税制上の措置が講じられている。所得税においては、みなし法人課税制度(租税特別措置)や事業専従者給与制度、法人税においては、中小法人に対する軽減税率(52年現在で基本税率42%に対して中小軽減税率35%)や同族会社の留保金課税における控除制度等が設けられ、また、租税特別措置法においては、設備投資促進、試験研究所の促進、構造改善の実施等のために特別償却・税額控除・準備金の積立制度等が設けられた(61年の「中小企業合理化機械等の特別償却制度」等)。地方税においても課税基準の軽減等の各種特別措置が設けられた。

### ③ 診断指導

設備技術を有効に活用し、労働者の生産性向上を図るには、経営管理方法自体の近代化推進とともに、経営者をはじめ生産、賃金、労務等の各部門管理者の資質を向上する方向で経営管理合理化を図ることが必要である。しかしながら、中小企業は、経営者が経営管理に必要な知識及び手法を学ぶ機会に乏しい上、社内研修制度等も不十分であり、

行政サイドが指導診断事業等を実施する必要がある。

1948年中小企業庁発足とともに「中小企業診断実施基本要領」が制定され、地方通産局、都道府県及び五大市に中小企業診断制度が発足した。当初工場診断を主としていたが、集団診断制度を含める等多様化が進められた。「企業合理化促進法」(1953年)によって、診断制度は行政指導から法的措置に移され、診断員登録制度が発足した。更に、56年「中小企業振興資金助成法」制定に伴い、設備近代化資金貸付対象の中小企業者に対する設備近代化診断が始まられ、政策診断の最初のものとなった。更に、62年、指導事業を担当する都道府県、五大市及び関係団体によって「財團法人 中小企業指導センター」が成立し、指導事業の推進機関として活躍することとなった。

#### (6) 旧軍需産業の民需転換

日本の旧軍需産業の民需転換を考えるとき、配給統制下での優遇等に支えられた終戦直後の転換自体はある程度順調に進展したものの、企業として若しくは産業としての自立や基盤強化も含む完全な意味での民需転換の実現には、長い年月を要したことが強調されなければならないだろう。

このような完全な意味での民需転換を成功させた条件として、まず、戦時債務の清算が重要であった。戦後かつての軍需産業は国家総動員法等による補助金や損失準備金、防空法による工場疎開の費用及び軍需品の対価など政府に対して莫大な額の戦時債権（戦時補償債務）を有していたところ、1945年中に政府は、課税による補償の全面打ち切りを決定することとなるが、同時に補償打ち切りが企業及び金融機関に及ぼす影響を一定程度に押さえ、経理面から産業再建等を図るための一連の措置を実施した。かかる措置の実施によって、かつての軍需産業は、終戦に伴う企業財務を全面的に整理するとともに生産を継続するための財務的・経理的基礎を確立したのである。また、財閥解体による競争基盤の整備（詳細は（3）参照）、経済統制の撤廃（詳細は（2）参照）及び産業合理化政策（詳細は（7）参照）も重要な条件を提供した。

他方、砲弾、火薬、航空燃料及び軍用船舶等を生産していた130余の旧軍工廠は、戦後長らく占領軍の賠償政策により接収・保管の対象とされていたが、一部は46年頃よりその一部が一時使用のために民間に貸与・活用されることになった。そして米国との講和条約発効後には、52年4月の賠償指定工場の日本への返還とともに民間企業への払い下げ、民営化が進められ、産業の重要な基盤の一端を形成した。

例えば、造船、造機、造兵の要所であった旧舞鶴海軍工廠については、46年4月飯野産業株式会社が政府からその土地、建物、設備を借用し、旧工廠の従業員2500名を引き継いで舞鶴造船所を開設し、その軍事継承技術を活かしつつ、商船・掃海艇の修理、サルベージ、解体作業など種々の事業を開始した。同事業所は、その後の賠償指定の解除に伴い、戦後の新造第一船の製造を再開し、引き続いて防衛庁関係の船舶の製作など様々な事業活動を展開している。また、航空機用ガソリン等製造の要所であった旧海軍四日市燃料廠については、戦後の石油精製・石油化学工業発展のために民間からの払い下げ要望が提出されていた。55年政府は四日市燃料廠の貸与による活用方針を閣議決定したが、防衛用燃料調達政策や石油化学産業育成策との調整に時間を要し、57年経営主体を新会社とするという合意とともに新設の昭和四日市石油株式会社に払い下げられた。これによって我国最初の大規模石油化学コンビナートが形成されていった。

#### (7) 重要産業の自立

わが国においては、敗戦によって壊滅状態にあった産業を再建するため、まず傾斜生産方式によって縮小再生産の危機を脱し、その後産業合理化政策、新規産業の育成、重化学工業化の推進等一連の部門別政策によって産業の自立と国際競争力の強化を図った。

傾斜生産方式は、原料・資材の極度の不足と石炭生産の停滞を打開するため、原料・資材を石炭という特定の部門に集中してその増産を図り、これを鉄鋼に傾斜的に配分して鋼材を増産し、石炭・鉄鋼の2部門を軸として相互拡大的に鉱工業生産全体の水準を引き上げようとしたもので、ドッジラインによる復興金融公庫（復金）融資の停止にいたるまで継続された。この過程では、復金の融資が集中的に行われ、価格統制、価格差補給金等の直接統制手段も動員された。1948年には傾斜生産による生産拡大効果が鉱工業生産全体に及び始め、同年12月には戦前の約7割まで生産水準が回復した。このような傾斜生産方式は需給が著しくバランスを失した状態で、限られた資源を有効に配分して拡大再生産への端緒を開いた戦略的政策として評価できる。

50年代前半においては、鉄鋼、石炭、海運、電力、合成繊維、化学肥料等多くの産業が合理化のための設備投資に乗りだし、政府もこれを支援する体制をとった。産業合理化政策で用いられた政策手段は傾斜生産当時とかなり異なり、中心となったのは租税特別措置と財政投融資である。税制特別措置としては、重要機械及び合理化機械の特別償却、重要物産免税、重要機械輸入関税免除等が大きな役割を果たし、55年度で法人税収の5.7%に相

当した。また、財政投融資は、52-55年度の産業資金供給の28.3%（海運、電力、鉄鋼、石炭については37.2%）を占めた。

産業合理化政策に引き続いて50年代後半には新規産業、成長産業の育成が行われた。対象となった産業は、合成繊維、石油化学、機械部品・一般機械、電子工業等であり、それぞれ5年間程度の育成計画や法律が定められ、開銀融資、税制上の優遇措置、原油外貨の特別割当等の政策手段が用いられた。また、石油化学においては、過当競争による設備の過剰投資を回避するため、官民一体で作成した需要見通しに沿って計画的な投資（設備投資調整）が行われた。

更にこの時期機械工業振興臨時措置法（機振法：56年6月）による機械部品産業の振興や電子工業振興臨時措置法（電振法：57年5月）による電子工業の育成によって、部品工業の育成に成功したことが、自動車等の加工組立型産業のその後の発展に大きく寄与した点も留意すべきである。機振法においては、税制・金融上の支援措置による設備の近代化、並びに専門化による生産コストの低減等を図るため品質及び生產品種の制限に関する共同行為（カルテル）が進められた。また、電振法においては、事業分野の発展段階に応じ特に試験研究助成や企業化の支援などが行われた。

重化学工業化は、高度成長期を代表する産業政策である。最適産業構造に接近しつつ高度成長を実現するため、通産省は「所得弾力性基準」と「生産性上昇基準」の2つの基準を示し、これらの基準に合致する産業として、鉄鋼、造船、石油化学、自動車、機械、機械部品、電機・電子工業などの産業が振興・育成の対象とされた（注）。

この際、最大の課題は国際競争力の強化であり、このために日本開発銀行等の低利融資、特別償却等の税制措置、輸入制限・輸出振興等の国境措置、集約化（合併・企業提携の促進、設備投資調整、合理化カルテル等）、その他の政策手段が各産業の実態に応じ適切に組み合わされて実施された。

国境措置のうち輸入制限、対内直接投資の制限、輸出所得の減免税等は、GATT、OECDへの加入に伴い徐々に自由化されていくが、时限を限った輸入制限措置等の下で、産業界は危機意識を持って近代化、合理化に努め政策の効果を大きく高めた。このように一定の時間的猶予を与えたことが、産業の調整を円滑にし自立を早めたと評価できる。

一方、エネルギー産業については、総合エネルギー政策の確立によって、エネルギーの低廉かつ安定的な供給が経済安全保障の観点から重要であるとの原則が明示され（63年12月）、特に石油産業の国際石油資本にたいする自主性の確立が強調された。これらの原則

は、石油政策を総合エネルギー政策の根幹に置き、また原子力の将来に大きな期待を寄せるものであった。62年10月の石油輸入自由化を控え同年5月には石油業法を制定し、通産省の主導により石油精製業の事業活動を調整して合理化と自主調整を促すことになった。具体的には、通産大臣による石油供給計画の策定、石油精製業の許可、特定設備の新增設の許可、販売価格の設定等の規定が設けられ、民族系石油会社の育成を目的として種々の調整が実施されている。

(注) ここで言う「重化学工業化」とは、「所得弾性基準」と「生産性向上基準」に合致する産業、すなわち需給両面からみて高い成長が期待される有望産業を総称しているにすぎず、重化学工業であれば何であれ振興の対象とするという意味ではなかった。また、逆に軽工業の高付加価値化も含むものであった。

#### (8) 企業資本の蓄積

戦後の我が国企業の資本不足に対して講じられた政策は、①税制措置、②外国からの援助を含む産業金融、③個人資本の活用の3つに大別される。

まず税制においては、資産の再評価および設備・機械の特別償却が行なわれた。資産の再評価は、戦後の急激なインフレにより時価よりも著しく低くなっていた帳簿価格を物価指数により再評価し適切な減価償却を促進するため、1949年から3度にわたって行なわれ、企業の財務基盤の強化に貢献した。また、特別償却制度については、老朽化した設備機械を更新し国際競争力を強化する目的で、51年に政府が指定する機械設備に限って5割増の特別償却が導入された。更に、52年には合理化機械割増償却（初年度に価額の50%）や試験研究用機械設備の特別短期償却（初年度50%、2,3年度に各20%）等が加わっている。これらの政策は企業の合理化、近代化に対する資金の負担を大きく軽減するものであった。

産業金融については、長期資金を含む産業復興資金の供給を行なうため復興金融公庫（以下復金）が47年に設立された。その融資先は、石炭（36%）、電力（17%）、化学工業（8%）、鉄鋼（3%）等となっており（（）内は49.3における融資残高比率）、主に産業基盤関連と基幹産業の企業に重点的に融資された（鉄道、電信電話は国の機関であったため対象外）。この復金の融資は、日銀引受に支えられ、インフレ促進要因となっていたために、総司令部の意向により49年に新規融資が停止され、51年以後日本開発銀行に業務が引き継がれた。

復金の資金は政府の出資と債権の発行によって賄われたが、このような政府の一般会計

を原資とする融資は、49年からのドッジライン体制のもとで削減され、代わってアメリカからのガリロア・エロア援助物資の売却代金を原資とする見返り資金特別会計が、産業基盤の整備と基幹産業の育成に大きな役割を果たした。この資金は、国債の償還を通じた民間金融機関への資金供給および国債購入（28%）、電気通信・鉄道・公共事業等の政府事業投資（33%）、電力・海運等の産業基盤関連の私企業投融資（34%）に使われた。また、その後長期金融の必要性が高まったことなどから、従来金融債を発行し長期融資を行っていた日本興業銀行に加え、52年新たに日本長期信用銀行が設立され、同時に長期信用銀行制度も制定された。これら2行はその後主に大企業の長期資金の供給に大きな役割を果たした。

しかし、資本不足を解消するためにはこれらの公的資金中心の政策のみでは不十分であり、企業資本への直接金融を促進するための証券民主化運動及び間接金融を促進するための貯蓄奨励運動が行なわれ、個人資本の活用が図られた。証券民主化運動は、大衆投資家を当時としては馴染の薄かった株式市場に動員することで企業資本の不足を緩和しようとするもので、証券投資等に対する講演会の開催やマスコミを使った宣伝等のPR活動とともに個人投資家と証券業者への融資という金融措置がとられた。この結果、1949年には株式の個人所有の比率が68.5%まで増加している。

また、戦後しばらくの間家計部門の貯蓄率がマイナスとなっていたことから、マクロの総貯蓄を増大させるべく貯蓄増強運動が行なわれた。これは戦後直後にはインフレ抑制のために行なわれていたが、52年からは経済的自立、資本蓄積のために行なわれ、政府による年度別の貯蓄増加目標額の設定、利子に対する税率の引下げ（53年に源泉選択50%から源泉分離課税10%に軽減され、54年には更に長期貯蓄について源泉選択課税5%に軽減）、郵便貯金・国民貯蓄組合制度（41-63年）・少額貯蓄非課税制度（：マル優 1963年-）等の預入限度額付きの利子非課税貯蓄制度の導入といった貯蓄増強運動が展開された。このような政策の支援等により、国民所得計算による個人貯蓄は、50年に3,846億円であったものが、55年には8,935億円に増加し、財政投融資を通じた産業用長期投資資金供給の源泉となっていた。

#### （9）産業技術政策

産業技術の向上は、一国の経済・産業の発展を支える上で重要な役割を果たすものであり、同時に産業政策、エネルギー政策、福祉政策といった個別目的別政策における共通基

盤的な課題である。

我国における産業技術政策としては、まず明治維新（1868年）後、鎖国時代に拡大した欧米諸国との技術格差を埋めるために、大学を中心とした技術導入のための人材育成が行われた。この結果、我国の理科系大学は理学部よりも工学部を中心として発展し、かつ工学部は単なる技術者育成学校ではなく、工学研究の中心として発展してきた。

その後、戦後復興期においては、戦争による人材散逸、統制経済下における研究開発活動の制限による欧米諸国との技術格差の再拡大に対し、その格差を埋めるため、研究開発に対する財政的補助（補助金、税制優遇、低利融資）、研究機関の設置、鉱工業技術研究組合の創設、表彰制度といった技術政策が実施された。財政的補助としては、鉱工業技術試験研究補助金（1950年）、鉱工業技術試験研究委託費制度（1964年）等があり、民間の研究開発を資金面において促進した。

この際、リスク、資金面等において民間企業においては行いえない先端的技術については、国家として行わなければならない研究（例えば大型工業技術研究開発制度：大プロ）として民間の施設・人材の協力を得つつ実施された。また、鉱工業技術研究組合の創設（1961年）は各企業や政府等が協力しあうことで研究開発に関する資源を有効に使うことに貢献した。この際、このような技術開発施策には開発競争・市場での競争を制限することが危惧されるが、研究テーマが基礎的な内容であったことや比較的短期間のものが多くなったこと等から競争制限的に機能しなかった。一方表彰制度は、市場での信用や宣伝に大きな効果があり研究開発に対する有効なインセンティブとなった。

このような直接的な産業技術政策とともに産業技術の育成に大きな役割を果たしたものとして、外為法（1950年）と外資法（1950年）がある。これらは、技術の導入について比較優位を有すると考えられる産業に外貨割当を集中することで少ない外資を有効に使うという効果と政策当局が主導的役割を果たすことによって企業の過剰な導入競争によるロイヤリティの上昇を抑制する効果があった。一方産業によっては技術導入が抑制される効果もあったが、ある程度の技術水準にある企業は時間的に多少遅れても導入を実現しており制約的な効果は薄かったと考えられる。

その後も産業技術政策は、70年代から80年代初頭にかけての公害・エネルギー問題への対応（例えば、新エネルギーの開発であるサンシャイン計画（1974年）や省エネルギーの研究開発であるムーンライト計画（1978年）及び大プロによる脱硫技術開発（1966年）などがある。）、最近の国際的役割分担と基礎的研究へのシフトと、長期展望を持つつそ

の折々の時代における政策的課題の解決を支援するために展開されている。

#### (10) 輸出振興政策

我が国における戦後の輸出の拡大は、民間企業が内外における厳しい競争の下で、生き残りをかけて種々の創意工夫を行なってきたことにより達成されたものであるが、輸出振興策による輸出環境の整備も、民間企業の自助努力を補完する形で相当の効果を挙げた。

まず、我が国企業の自助努力の内容は、一般には、次のようなものといわれている。

- ①企業の印象と信用の確保（ノンブランド商品から自社ブランド商品への切り替え等）
- ②新規市場開拓及び市場の多角化（相手国の習慣、考え方、消費者嗜好、競合商品、需要動向等の研究および買手の購買欲求喚起による市場開拓）
- ③販売ルートの確立とアフターサービス（商社現地店の活用等）
- ④消費者ニーズに適合した商品開発及びこれに必要な技術開発等

これに対して政府の講じた施策としては、自由な競争の環境を維持するとともに、国際競争力の強化を目指した重化学工業政策、国際競争力を失った部門からの円滑な撤退を可能ならしめるような産業構造政策、産業組織政策があり、こうした諸政策が企業の活力を維持発展させてきた面も評価すべきである。

主な輸出振興の施策は、以下の通りであるが、この中には貿易関係の円滑化のために必要なものと、助成的な色彩が強いものとがあるが、輸出に対する助成的なものはその使命を既に終え、中小企業向けを除き、ほとんどが資本の自由化が達成された70年代初頭までに廃止されている。

##### （参考）輸出振興のための主な施策

###### 1. 輸出振興のための組織および奨励策

- ①輸出会議（1954-）～輸出政策、輸出目標に関する関係行政機関の連絡・調整
- ②日本貿易振興会（1954-）～海外調査事業、日本貿易斡旋所の設置・運営等

###### 2. 輸出金融

- ①船積前金融（1946-72）～輸出業者の生産、集荷等に必要な資金に対する短期融資
- ②船積後金融（1953-72）～輸出業者の期限付輸出手形を日銀が低利で再割引
- ③日本輸出入銀行（1951-）～プラントや機械類等の輸出を促進するための中長期融資

###### 3. 輸出振興税制

- ①輸出所得控除制度（1953-64）～輸出による所得の一定割合を課税対象から控除

②輸出損失準備金制度（1953-62）～輸出取引額の一定割合を損失に対する準備金として損金に参入

#### 4. 貿易保険制度

①輸出保険（1950-）～輸出、海外投資に伴う危険により生じた輸出者等の損失を補填

#### 5. 輸出検査制度

①輸出検査制度（1959-）～輸出品の品質向上のために輸出検査指定品目について指定検査機関による検査

#### 6. デザイン保全対策

①輸出取引法（1952-）～相手国の工業所有権を侵害するおそれがある輸出品の取締り

②輸出品デザイン法（1959-）～特定の輸出品についてデザイン法に基づく認定を義務

#### (11) 経済のソフトインフラ

##### (i) 統計の整備

戦後、経済復興のため各種政策が実施されたが、このような経済政策遂行のツールとしてまた政策効果の測定指標として、各種の統計の整備は不可欠であった。特に、戦後直後は、物量統計の整備が重要視され、1947年には生産動態統計調査が開始された。その内容は、重要産業物資について228業種、18万事業所を対象として、生産高、出荷高及び在庫高を毎週、毎月あるいは毎4半期で調査するものであった。また、48年からは工業統計調査が開始されたが、これはすべての製造事業所を対象として生産要素の投入及び生産活動の成果を金額ベースで調査するものであり、製造業の構造や雇用吸収力等の把握を目的とするものである。このように統計はまず生産面から整備されたが、市場経済の円滑な導入に欠かせない流通システムの構築のため、48年から徐々に重要物資に関する需給・流通統計が整備された（48年：繊維、石炭、鉄鋼、自動車、52年：非鉄金属、石油製品等）。このような統計調査を実施していくためには、統計行政機構の確立が不可欠であるが、我国においては各省分散型の統計実施体制がとられたことで、経済産業の変化とともに調査対象及び行政ニーズの変化を的確に把握するとともに、調査結果を有効に行政施策に還元することができた。また、地方行政機関の協力や統計調査員制度の整備も統計調査を行う上で不可欠である。

このような行政機構とともに法的制度も整備され、統計の真実性の確保や統計制度の改

善発達等を目的とする統計法が47年に制定されたが、この中で統計は指定統計とそれ以外に分けられ、指定統計に関しては国民に対する申告義務や統計実施者に対する統計公表義務等が制度として導入された。

その後の高度成長期には、生産・在庫・出荷といった指標体系の整備や産業連関表の作成が進められ、経済動向及びその構造の把握ならびに予測を行うに当たってのマクロ経済指標として、極めて重要な役割を果たした。

また、高度成長下での大企業と中小企業の経営格差を背景に、1957年には中小企業基本調査を開始するなど、時代の要請に応じた統計体制の整備に努めている。

#### (ii) 工業標準化行政の推進

生産、消費、取引の合理化、標準化を進めるため国全体として統一のとれた規格を定めることは、一国の産業発展に欠くことのできない重要な基盤である。このような標準化の推進に当たり、我国では工業標準の統一性の保持、制定に関する民主的手続き、客觀性・妥当性・合理性保持、公共性保持の原則に基づいた工業標準の制定を進めてきており、統一がとれ、客觀的・合理的かつ民間における実効性のある工業標準化の普及・整備が可能となつた。

我国における戦後の工業標準化で産業発展に大きな役割を果たしたものとして、J I S（日本工業規格）の普及があげられる。これは、49年に制定された工業標準化法に基づくものであり、ネジや鋼材等の基礎的な工業製品（現在約8200件）の規格を統一することで、製品の品質・性能の使用目的への適合や生産能率の向上等をはかっている。また、J I Sマーク表示制度は、品質性能等について消費者に的確な情報を与えるとともに、表示の許可の際に品質管理状況も審査することで品質管理の思想と方法の普及を促進している。また、J I Sの普及策としては、生産者に対する説明会や品質管理講習会の開催、流通業者に対する店員教育やJ I S商品ガイド、消費者に対するポスターやマスメディアを使った広告宣伝活動等が行われた。

#### (iii) 計量法・工業所有権法（特許法、商標法等）・鉱業法の整備

正確な計測・計量による生産能率向上・品質改善のため1951年に計量法（1891年の度量衡法を改正）が制定され、メートル法への統一（実施は1959年でその間に統一推進運動が展開された）が進められたほか、技術の発明や商標といった工業所有権保護のための工業

所有権法（1888年制定、1959年改正）、鉱業権を確定し鉱業の合理的発展を図るための鉱業法（1905年制定、1950年改正）も経済のソフトインフラとして重要な役割を果たした。

## ABSTRACT

The states of the former Soviet Union are now grappling with drastic economic transformations toward a market economy. To that end, each state needs to draft a comprehensive package of transformations and implement it steadily based on the perception that the efficient distribution of resources and economic development can be achieved only under a market economy.

In order to make these package successful, the state must overcome several basic problems in transforming their centrally planned economies to market economies. Those basic problems are as follows.

- 1) Establishing principles based on a market economy
- 2) Privatization of state enterprises
- 3) Training entrepreneurs as key players in a market economy and in the modernization of business organizations
- 4) Reform of monopolistic and oligopolistic industrial organizations
- 5) Price liberalization
- 6) Reform of the industrial structure
- 7) Reorganization of external economic relations
- 8) The simultaneous pursuit of economic stabilization and the transition to a market economy
- 9) Establishment of economic policy

On the other hand, Japan has experience in transforming a wartime economy during WWII to a market economy and achieving remarkable economic development. The basic feature of the Japan's post-war experience in the transforming were 1) gradual and stage-by-stage transformation to a market economy consisting of three stages, 2) establishment of goals, and 3) development of industrial policy in many phases such as increasing production, rationalizing industry, promoting small and medium sized enterprises and promoting export. Although the current situation of former Soviet Union's economy is not completely as same as that of post-war Japan, there are many important similarities between the situations of the two. Therefore, it is still useful to apply the Japanese experience in resolving problems mentioned above.

Several key industrial policies implemented in post-war Japan will provide useful lessons, when considering the application of the Japanese experience to the economic reforms in the former Soviet Union. Those policies are as follows.

- 1) Abolition of postwar economic controls and the liberalization of trade and capital flows
- 2) Development of a base for competition
- 3) Foundation and rationalization of business management
- 4) Policy concerning small and medium enterprises
- 5) Conversion of military industries to civilian use
- 6) Supporting priority sectors
- 7) Capital accumulation in corporation
- 8) Industrial technology policy
- 9) Export promotion policy
- 10) Building soft-infrastructure of economy

Taking these experiences into account, each independent state should implement the economic transformation by their own responsibility.